

総務常任委員会

平成17年3月16日午後1時30分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎松田 正 ○嶋田 善行 西谷 剛周
森河 昌之 小野 隆雄 坂口 徹

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	教 育 長	栗本 裕美
総 務 部 長	植村 哲男	総 務 課 長	西本 喜一
総 務 課 参 事	吉田 昌敬	同 課 長 補 佐	黒崎 益範
同 課 長 補 佐	加藤 惠三	企 画 財 政 課 長	藤原 伸宏
企 画 財 政 課 参 事	野口 英治	同 課 長 補 佐	山崎 善之
同 課 長 補 佐	山崎 篤	同 課 長 補 佐	西卷 昭男
税 務 課 長	植嶋 滋継	同 課 長 補 佐	清水 修一
同 課 長 補 佐	吉村 俊弘	教 委 総 務 課 長	野崎 一也
同 課 長 補 佐	吉村 三郎	生 涯 学 習 課 長	阪野 輝男
同 課 長 補 佐	加藤 保幸	同 技 師	荒木 浩司
監 査 書 記	佐藤 滋生		

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長 浦 口 隆 同 係 長 猪 川 恭 弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午後1時30分）
署名委員 坂口委員、嶋田委員

委員長 ただ今から総務常任委員会を開きます。審議に入ります前に町長のご挨拶をお受けいたします。

（ 町長挨拶 ）

委員長 お手元のレジメに従いまして会議を進める事にしたいと思います。
まず初めに本日の委員会の署名委員として、坂口委員と嶋田委員にお願いをしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

それでは付議議案の議案第4号、5号、6号、7号につきましては、人件費削減に伴う議案でありまして、双方に関連する事から一括して上程し、ご審議をいただく事にしたいと思います。よろしゅうございますか。

（ 異議なし ）

委員長 それでは異議ないようでありますので、4議案一括して審議に付す事にいたします。始めに総括質疑あるいは一般質問等なおかつ予算委員会に関連して、これらの問題に関連して、質疑応答等があったと思ひますけれども、その事にかかわって、まとめた立場でご説明いただき、その後各議案についての提案を受け、審査をして参りたいという風に思ひます。

それでは理事者側で説明を求めます。

総務部長 付託議案の議案第4号から第7号を説明させていただきます前に、ただ今委員長がおっしゃっていただきましたように、今議会の初日の総括質疑や一般質問、更に予算審査特別委員会におきまして、財政健全化あるいは人件費抑制にかかりますご質問をいただきましたが、そ

の中で人件費の抑制、削減については給与体系や組織、機構の見直し、民間との賃金体系や賃金格差を分析に入れた検討をしなければ、真の財政基盤の確立がはかれないのではないかというような質問が、委員の中からも提起がございました。その事につきましては真摯に受け止めさせていただき、その後検討を行いました中で、現段階でのその検討内容なり、その方向性等につきまして私の方からあらかじめご報告申し上げ、その事を踏まえていただきましてこれらの付託議案につきましてご審議を賜りたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

まず、財政健全化への取組みでございますが、単独町制を進めるにあたりましては、歳入歳出全般にわたる抜本的な見直しを行って、歳入規模に見合った財政規模への転換を図り、弾力的で安定した財政基盤の確立を図ることが今、本町の最大の課題でございます。そうした事から財政健全化検討住民会議を新たに立ち上げ、財政健全化に向けた新たな取組みを行って参りたいと考えております。財政健全化検討住民会議では、今後の財政運営の方向性と、個別事業のあり方や改善方策、行政と住民の果たすべき役割のあり方など、様々な立場で議論をいただきまして、意見を賜り、その提言を踏まえて町で改めて検討し、財政健全化計画を策定して参りたいと考えております。その過程におきましては総務常任委員会にもご説明させていただき、ご相談も申し上げながら計画の策定を行って参りたいと考えております。

次に財政健全化検討住民会議の概要でございますが、これにつきましては委員数は9名程度予定しております。その構成につきましては、様々な立場からご意見をいただきたいという事から、1つ目には行政改革大綱との整合、2つ目には企業代表者との民間経営の視点、3つ目には大学の先生、税理士、会計士等の専門的な視点、4つ目には住民からの公募による住民との協同の4つの観点から構成して参りたいと考えております。また、設置期間につきましては概ね1年間を予定しており、平成18年度末までには提言をいただきたいと考えております。なお、議論に時間を要する検討課題もあります事から、会議の

開催回数は少なくとも8回程度は必要であるのではないかと考えております。

次に会議の進め方でございますが、まず町の方から人件費の抑制や組織、機構を始めとして、施設管理、受益者負担、団体等への補助金、財政規模に見合う行政サービスのあり方などを検討課題を提起させていただき、無駄を省き経費の縮減を図るのみでなく、住民と行政の役割分担を明確にしながら、民間経営手法の導入や、住民の視点で議論をしていただきたいと考えております。なお、8月頃中間報告をいただく事も考えており、その報告の中の事項や、会議でのご意見の中で、内部努力によって改善が図れるものにあっては早急に対処していくとともに、平成18年度から対応できる事項につきましては議会にもご相談申し上げながら、平成18年度予算に反映できるように進めていきたいと考えております。

続きまして退職手当関連の事でございますが、退職時の特別昇給については、国と異なっているとのご指摘をいただいております。国におきましては人事院規則の改正により、退職時の特別昇給制度が平成16年5月から廃止されております。当町はどのようになっているのかという事でございますが、この事につきましては、その時の答弁でお話をさせていただきましたが、平成17年6月までに関係規則の改正を行い、18年1月以降の退職者から適用して参りたいと考えております。

次に調整手当の関係でございます。斑鳩町では今日まで職員の給与の支給については国に準拠という方針の下で、国と同じ制度内容で給与支給を行ってきておりますが、調整手当については国と同じ扱いになっていないのではないかと、とのご指摘をいただいております。この調整手当につきましては東京都や大阪府など、民間の賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する職員に支給される手当でございますが、当町は大阪府の隣県に立地しながら国の調整手当の不支給地域となっております。しかし、この調整手当の支給に関しましては調整手当の支給を受ける大阪府内の市町村と隣接する事から奈良県町村会の

働きにより、奈良県内の町村一律に3%を支給する旨の取り纏めをいただいた経緯がございます。平成16年4月1日現在におきましても野迫川村を除く県内45市町村が3%から7%の調整手当を支給している状況でございます。この手当につきましては財政の健全化の主旨からいたしますと、いずれは廃止しないと考えると考えておりますものの、県下統一して支給するとされてきた経緯がございますので、今後県下の支給状況を見る中で、廃止に向け検討して参りたいと考えております。

次に当分の間の考え方及び特別職報酬等審議会の開催時期等についてでございます。町長・助役・収入役・教育長の給料等の減額につきましては、財政健全化計画として、財政基盤確立の基本的な方針が決まるまで、当分の間の暫定的な抑制でありまして、また、財政健全化計画に反映した人件費の抑制等としていくために、今後、特別職報酬等審議会に常勤・非常勤の特別職の給料、報酬等について諮問をしていくと言っているが、その開催時期ははっきりしていないのではないかと、とのご指摘をいただいております。この事につきましては8月には中間報告をいただける事も予定をしており、その報告の中での人件費の抑制等にかかる中間報告がされましたならば、10月以降に斑鳩町特別職報酬等審議会へ諮問を行い、12月あるいは翌年の1月には答申をいただき、18年度予算に反映できるようにしたいと考えているところでございます。この審議会の委員でございますが、条例で斑鳩町の区域内の公共的団体等の代表者、その他の住民のうちから任命する事とされており、委員数は8名程度と考えております。1つ目には住民からの視点として、2つ目には中小民間企業からの視点、3つ目には行政からの視点というような、それぞれの観点から委員を任命したいと考えております。その他給与体系の見直しや、組織、機構の見直しなど、財政健全化に向けた人件費における抑制等につきましては、多くの検討課題があると考えております。それらにつきましては、現段階におきましては、まだ検討中の段階でございまして、今後、財政健全化検討住民会議の提言や実効性のある財政健全化計画の策定

等、財政基盤の基本方針の確立を図る中、その都度委員皆様方にご相談申し上げたいと考えておりますのでよろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で財政健全化及び人件費の抑制にかかります、今日まで検討した事とさせていただきます。これについて重ねてご理解を賜りますようお願い申し上げます。引き続きまして、それぞれの議案につきまして担当の課長の方からご説明申し上げたいと思います。よろしくようお願い申し上げます。

総務課長 それでは、付託議案の1つ目、議案第4号からでございます。まずは議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長 この議案の内容につきましては、去る2月18日開催の総務常任委員会におきまして、一定のご説明をさせていただきましたが、その後その概要につきましては変更等ございませんので、要旨の朗読をもちましてご説明に変えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。それでは4枚目の要旨をご覧いただきたいと存じます。

(要旨朗読)

総務課長 以上が議案第4号にかかります説明でございます。よろしくお願いいたします。続きまして議案第5号でございます。まず議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長 それでは、この議案につきましても要旨をもってご説明をさせてい

ただきたいと存じますので、4枚目の要旨をご覧いただきたいと存じます。

(要旨朗読)

総務課長 以上簡単ですが、議案第5号の説明とさせていただきます。続きまして議案第6号でございます。それでは議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長 それでは、この議案第6号につきましても説明は要旨でさせていただきます。4枚目の要旨をご覧いただきたいと存じます。

(要旨朗読)

総務課長 以上簡単でございますが、議案第6号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。次に最後、議案第7号のご説明でございます。まず議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長 この議案につきましても、4枚目の要旨の方でご説明させていただきます。4枚目の要旨をご覧いただきたいと存じます。

(要旨朗読)

総務課長 以上、議案の方の説明は以上でございますが、なお、前回の総務常任委員会でもご説明させていただきましたが、一般職の管理職手当の抑制でございます。部長級の管理職手当の支給割合を13%から11%へ2%の減、課長級の管理職手当の支給割合を10%から9%へ1%

の減、そして幼稚園の園長の管理職手当の支給月額を15,000円から13,500円に引き下げる内容の給料等の支給に関する規則の一部改正につきましても、今ご説明申し上げました4つの議案の改正施行に合わせまして、規則の改正の施行を行って参りたいと考えております。合わせてよろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上、簡単ではございますが、4つの議案の説明とさせていただきます。議員皆様方におかれましては、何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑等をお受けしたいと思います。

西谷委員 特別職の中で、当分の間という事で、退職手当は従来どおりという事なんです、実際に通常の住民の感覚で、僕、何人かに意見を聞いてみたんですが、実際にはおかしい感じだな、という事の中で、実際に例えば退職手当に影響させたらどれ位の金額になるのか。例えば町長だったら退職手当、今のままでいったらこれだけです。もし10%カットしたら退職金はどれ位になるのかという事を、町長・助役・収入役・教育長、この4人について具体的な数字で教えていただけますか。

総務課長 この退職手当の額でございますが、一応1期4年で計算いたしました額で報告させていただきたいと存じます。まず町長でございますが、減額前で計算いたしますと支給額が1,790万8,800円、10%の減額後になりますと1,611万7,920円となり、差額は179万880円となります。助役につきましては減額前の積算でございますが、953万400円でございます。減額後にいたしますと、7%の減額でございますが、886万3,272円となり、その差額は66万7,128円となります。次に収入役でございますが、減額前の積算で行いますと742万5,600円でございます。5%減額後の積算では705万4,320円となります。その差は37万1,28

0円となります。教育長でございますが、減額前での積算は588万4,800円、5%の減額後では559万560円、その差は29万4,240円となります。以上でございます。

西谷委員　私は、実際財政健全化でやっていこうという事の中では、2月の臨時議会でも町長自身は言われてましたし、現在のこの数字、あるいは管理職手当の分についても、どうも当初の説明と相当後退しているような感じを、私はすごく受けます。そこで一般質問でも聞いたんですが、具体的になぜこういう風になったのかなというのが素朴に、再度聞きたいと思います。特に職員、管理職の分について。この特別職の分についても、当分の間というのが財政がある程度立て直ってきた時に、というところから最終的には報酬審議会で、という事で答弁の方変わってきてます。そこで私は素朴に実際にやるとしたら、これらの事については、本当に町がやる気さえあれば、報酬審議会を開いて平成17年度からでもできるのではないかと思うんですけども、その辺のところも合わせてご答弁いただきたい。

総務部長　今まで色々と、総括質疑とか一般質問でも申し上げてましたように、やはりこれから財政健全化計画を策定し、住民にお示しをしながら、その理解と協力をしていただくという事になるわけでございますが、住民にも痛み分けをしていただければならないという事になれば、まず町長をはじめ、我々が少しでも理解してもらいやすいような姿勢を示すべきであろうという事で町長が申し上げて、そういった方向で出させていただいたという事でございます。そうした中で管理職手当については、当初一律という事ございましたけれども、その時も説明申し上げたと思いますけれども、やはり課長補佐がおかれている立場が部長・課長とおかれる立場と少し、若干違うのではないかという事。また上級の係長との兼ね合いという事もあります。また、色々な面を考慮する中でもう少し色々と検討させていただく中でそういった方針でやらせていただくという事になったわけでございますので、そうい

った事でご理解をお願いをしているわけでございます。

西谷委員　今の総務部長の答弁の中で、課長補佐のおかれている立場あり、という事なのですが、課長補佐のおかれている立場というのは具体的にはどういう事があって対象から外れたのか。あるいは今の説明の中で、上級の係長との中で、する事によって、要は最終的には給与が逆転するような現象が起こるといふニュアンスなのかなと思うんですが、具体的にそういう事例というものは想定されるんですか。

総務部長　事例については、課長の方から説明申し上げますけれども、申し上げておりましたように、課長補佐も管理職でございますけれども、やはり部長・課長という事と若干立場が異なるという事でもあろうかと。我々はそういう判断をした訳でございますので、そうした観点から今回はそういう事にさせていただいたという事でご理解を賜りたいと思います。管理職としては変わりはありませんけれども、若干そういった事で立場が異なるという事でさせていただいたという事でございます。

西谷委員　どうも理解がしにくいのは、要は管理職というのは部長・課長・課長補佐を管理職として町として認めておられるわけでしょ。そこで、管理職やけど課長補佐は立場が異なるという意味が理解できない。具体的にどういうところが部長・課長と比べて課長補佐というのは立場が異なるんですか、分かりにくいので具体的な例で示して下さい。

総務部長　対外的におきましても管理職、管理職という事で位置づけはされておりますけれども、やはり色々な面で対外的にまず三役、教育長以外の中におきましては、我々部長、課長がやはり先頭に立って住民に色々なお話をさせていただいて、行政での責任を果たしていく立場でありますので、そういった事から、課長補佐につきましても管理職として、意識を持っていただいで対応していただくという事でございますけれ

ども、課長補佐という立場でございますので、若干の違いがあるという事で、そういった意味合いで申し上げたところでございます。

西谷委員　今の言い方だったら、逆に提案すると例えば部長・課長ではなくて課長補佐が例えば住民の全面に立って仕事しているからとりあえず職員の士気にも影響するので管理職手当をカットしますという理屈だったら分かるけれども、対外的には部長・課長がやっていたら、課長補佐は逆に言ったら、仕事が非常に、内容によりますけれども、そういう対応をしない人になぜ管理職手当をカットするのをやめるとするのは、全然、論理的に矛盾してませんか。

総務部長　私が申し上げたのはそういった意味合いで申し上げたのではないんですけれども、いずれにいたしましても、いわゆる部長・課長が率先してやっぱり責任を、行政の推進の中でまずは率先して責任を果たしていく立場であるという事からそういった事で申し上げた事でございます。

西谷委員　今の総務部長の答弁は、私は理解しにくいんです。ただ、素朴に僕が思うのは、管理職の方と一般職の方と、当然区別されているんですが、実際には私は財政健全化の中では、どういう風な形でこれまでの分について責任とか問われるのかと聞いたら、逆に言ったら一般職の人よりは管理職の人、あるいは当然議会もそうなんですが、それを承認してきた。そういう部分は当然住民から見たら同じような目で責任の一端を負わないと。健全化については部長が言ったように住民にも痛み訳をしてもらわないといけない中では、町として率先してやらないといけない。ここまでは分かるんです。だからその中で実際に今の部長の言われる答弁というのは理解しにくいし、本来からいって一番最初に町が打ち出した町の管理職の職員についても、一律2%下げていくというのがよっぽど町の当初の筋としては通っているのではないですか。だからなぜそんなんが、管理職手当を削減していくという

町長の方針が出ていたにも関わらず、現実の案としては課長補佐がなくなっただのかなど。別に僕は課長補佐を上げとか当然すべきや、というのではなくて、少なくとも町が責任をとるという中では、私はそういうのが管理職手当を削減するという中では管理職である、少なくとも課長補佐についても同じような対応をすべきではないのかなど、素朴に思いますけれども、もうちょっとやっぱり聞いてなるほど、というような答弁をいただけませんか。なぜこうなったのかという分についても色々検討した結果と総務部長が言われましたけれども、色々検討したというのはどういう検討をされてこうなったのか、という部分も一般質問の中でも詳しく説明されてないと思うんです。だから再度それについてはお答えいただきたい。

総務部長 我々といたしましては、検討した結果と申し上げましたのは、今申し上げた事の理由によって、させていただいたという事でございまして、それ以外には特に他意はございませんのでご理解を賜りたいと思います。

西谷委員 だから今言われた結果が、部長の説明では私としてはなかなか理解ができないから例えば当初2%という事で、管理職一律2%という事でわざわざ部長も説明されて、それを聞いた中で案として出てきたのがこういう事だったから具体的に例えば2%、1%、ゼロという事を決める過程では当然色々な議論があったはずですから、あった議論を言って下さい、という言っているんです。

総務部長 何遍も同じ事でございますけれども、先ほども申し上げましたように、課長補佐がおかれている立場が違うという意味では先ほど申し上げた通りでございまして、そうした中でまた後ほど説明申し上げますけれども、係長でも上の方におります係長に例を挙げれば、年間の全体の給料の年額で合わせましたら逆転するような傾向も出て参ります。そうした事も実際に計算して予測しております。また、課長補佐にお

きましても、色々家庭的に生計をしていくのにいわゆる管理職手当を今の段階におきまして削る事によりまして、影響も出てくるであろうという事も若干は想定する事でございますけれども、それは特段私どもの考えを変えることよっての大きな要因となったわけではございませんけれども、そうした事もやはりあるかと思いますので、そういった事を踏まえましても変更させていただいたというような事でございます。

西谷委員 聞けば聞くほど首を傾げないといけないし、今の部長の答弁の中で、明らかに住民の感覚と違っているなというのは、下げる事によって課長補佐の家計にも影響すると。こんな民間だったら、給与が下がったら下がった中でやっぱりやりくりをしていただくというのが普通の感覚だと思うんですね。少なくとも部長の口から下げる事によって課長補佐の家庭の家計にも影響するというような事は、少なくともこういう言葉は私は委員会の説明の中では言ってほしくありませんし、こういう事を仮に住民の方が聞かれたとしたら、相当やっぱり自分達と役場の職員との認識の違いを、僕は逆に助長すると思えます。だからそんな説明ではなくて、やっぱりなんで？という部分、私はこれを何回も聞いてますけれども、未だに自分の納得するような答弁がいただけないというのは、私はこれを審議する上については、審議できないと思う。どういう形で変わったのかも明確にできない。だけど案としてはこういう形で出ましたのでこれを承認して下さい、というのはとてもじゃないけど私はできません。

委員長 所管の部長としての説明がありましたが、この事については、理事者側から考え方を述べる事はできませんか。

助 役 西谷委員の気持ちは分かるんですけども、部長に期待される役割も、また係長に期待される役割も、住民からの目または問題点等が起こった時は同じであります。しかしそれぞれの職責があり、その職責

によって住民にどう対応していくかはそれぞれの職責が違うという事
でございます。そういう事を含めながら先ほど部長も言ったように給
料の差もあり、また生計に配慮した関係あり、そうした事から、当初
一律2%という減額を部長、課長に限ってという形で2%、1%とし、
当分の間はそういう形でやっていこうという事でございます。色々町
としてもこの委員会の場では言えない問題もあるわけでございます。
慎重を期しながら対応していきたいと考えており、何とかご理解願
いたいと思います。

西谷委員 僕は、今日もここにくるまでに、大阪市の問題をニュースでやっ
て、そういう中で大阪交通局の中で、職員の運転手の中で最高額が
1,400万円ある。平均1,000万円近い給料をもらっているとい
う事の中で、交通局として累積赤字が1,600億円、と事でニュ
ースでも衝撃的に報道していたし、私もそれを聞いてて、やっぱりお
かしいで、という部分を非常に感じました。たぶん住民の皆さんも、
今、たまたま大阪市が槍玉に当たっている色々な事と言われてますけれ
ども、基本的にはまだまだ民間の給与ベースが低い中ではやっぱり公
務員に対する、いろいろな意味で羨ましがられたり、いろいろな感情はあ
ると思うんですが、非常に敏感な、斑鳩町民の中でもそういう状態の
中で、果たしてこんなんでもいいのかな、というのは素朴に私は思うん
です。こういう事が住民から見たら格好だけやないかみたいな、私は
そういう懸念をするものですから、あえてそういう事を詳しく聞かせ
てもらったんです。自分としてはこれ以上答弁としても出ないのかな
と思いますので、納得してないけどとりあえず聞いたという事で終り
たいと思います。

小野委員 私はそれは後にして、他の方を聞こうと思う。管理職の一律2%と
いう事で臨時会の前に町長の方からもそういう話を聞かせてもらって、
私も幾らの健全化を図れるんだという事で聞かせていただいたと思
いますが、それが急遽それを審議するという段階の3月議会で、2と1

と0になりますと。その事によって当初予定されていた、健全化の歳出、出の方の抑制が図れた金額と今提案されているのでは、どれだけの差があるという事をもう一度聞かせてくれますか。

総務課長 管理職手当の差だけでしたら350万円ほどという積算になっております。

小野委員 今この議題となっている議案第4号から7号まで全体ではいくらすか。全体では、もう一度お願いします。

総務課長 当初は870万円ほどでございますが、今段階では500万円程になります。

小野委員 という事は、財政健全化を図るんだという事で、当初は2%で870万円という、申し訳ないけど全体から見るとわずかです。けどそのうちの350万円、3分の1ほど計画から後退しているんです。この事について、どのような考えでされたんですか。当初はこれを健全化するために870万円という事で計画をされて、管理職手当を一律2%という事でされているんです。それで、突如として私が知り得た範囲では2月15日だったと思います。ちょっと考え直すという事で。私はもう最初に提案された時に、管理職手当はやめた方がいいのでは、他のものはないのかな、とかいう事を盛んに思っていたんです。管理職手当を見直すというような情報がきたので、全くゼロにして、他のものがあるから健全化に諮ってされるのかなと思っていたんです。ただ、その事はどちらでもよろしいんですが、ただ、当初やはり健全化のためには、こういう形で870万円の健全化を図っていくんだという姿勢を示されたんです。それが今度はそのうちの3分の1がいいんだと、どっかで穴埋めと言うんですか、それは検討されないんですか。そういう事で行政をやっていくという事に対しては、先ほど西谷委員が言ったように、何か格好つけてるだけと違うのかという同じような

意見になるんです。その事について何かこれに変わるものの検討はされたのかどうなのか、ちょっと言って下さい。

総務部長

この主旨は先ほど私が申し上げましたように、今後の財政健全化計画の推進に向けて住民の理解と協力をいただきたいという事で、我々としても少しでもそういった事の中で、削減させていただく事で住民の理解と協力を得やすいという事でさせていただいた事は、申し上げたとおりでございますが、そうした中で当初一律2%という事でした事は、部長2%、課長1%、課長補佐なしという事にした事については、やはりそれだけの削減が減ったという事でございます。しかしながら目的が住民の町としての計画、今後の事についての理解を求めるという事でございますので、いわゆるそういった関係で当初の方針と言いますか、考え方についてはそういう形でさせていただいたという事でございます。代わりにその分で他で、削減の関係を求めたのかという事につきましては、特にそういった関係については当初どおりという事でございますのでよろしく申し上げます。減額金額としては下がりましたけれども、考え方の主旨としては同じような考え方でございますので、よろしく申し上げます。

小野委員

だからね、この350万円、当初の予定から管理職手当を、今までの西谷委員との議論の中で、部長が話しているという事で私も理解できないんですが、そういう1つの要素があったので2、1、0にしたんだと。だけど、それは仮に私が理解できたとしても町の姿勢として健全化のためにこうして私達も節約していきますと、その金額が870万円でした。それでこういう形で管理職手当をする事によって、当初の予定の3分の2弱になったんです、半分までとは言いませんけれども。そんな事で行政を経営していると私は言えないと思います。だけど、その事については、先ほどの西谷委員の色々な質問から関連しての質問ですが、その次に、私としては先ほど総務課長が町長等の退職金についての金額述べていただきましたが、これは退職手当等に関

する7条1項に基づく、100分の550として計算されたのか、改正があって積算されたのかどちらですか。

総務課長 申し訳ございません。100分の520で計算した額で積算させていただきました。

小野委員 第7条ですね、この率も、施行されたのがちょっとはっきり掴めないんですが、その理由が国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が平成15年10月1日に施行されて、国家公務員の退職手当の民間云々という事で、それで100分の550から100分の520に今年度改正される。それで、その事も含めて、これは最初に部長から色々委員長の配慮で一般質問とか総括質疑に対する全体の説明をしていただいて、全くありがたいと思うんですが、その時に職員の退職手当については、16年5月からですかね、特例、監査委員さんの話によるとそれは特例ではなく、例外規程だという事で、と言うのは退職の時に一号加算するのが、という事でそれは例外規程だという事でおっしゃっている。そういう事があって、16年5月にも変えていっておられる。そしたら斑鳩町はどうなんだという事になって、せつめいしていただいたと理解しておりますが、17年6月までに一応それらを改正できるように研究して、適用は17年度の退職者、18年末の退職者という事で理解してます。なんでそれだけ遅くなるのかなというのが素朴な疑問です。監査委員さんの講評の時に言っておられるんです。去年の5月の例月で松田委員さん、当時、今の総務委員長が議選の監査委員さんです。その退職時に一号加算するのはどことも行っているようにおっしゃっていましたが、これは例外規程です。これが常態化しているのはこれでよいのか、と松田委員さんがおっしゃってましたが、と言っておられるんです。去年の5月にそういう事が指摘されているんですが、それをなぜ今ごろ、今になっても総務委員会に何も相談ないでしょ、あったのかなこの前の時に。それで色々一般質問とか総括質疑でそういう事が出てきたら、再度、辰巳代表監査委員

もしびれ切らして言うておられるんですよ。議選の監査委員さんも言うていたのでは、という事で今の時に言うておられるんです。ここまでなぜほったらかしにしておくのか。もっとなぜ対応できないのかそれが不思議なんですけど、どういう理由なのか的確に言うて下さい。

総務部長 委員もおっしゃるとおり、この関係につきましては監査の中でもやはりご指摘をいただいておった訳でございまして、我々としてはそういったものについては、やはり早い事廃止に向けていかなければならないという事については思っております。そうした事でやはり時期については県下の状況等も見る中でさせていただくという事で、県下の状況も調査させていただいた。そういう事の中でいつまでのそういった事でおいておくのはいかがなものか。監査でも指摘されている事でもありますので、17年度におきまして、先ほど申しあげました規則改正をさせていただいて、廃止させていただくというような事で進んでいるという事でございます。

小野委員 この提案をされてる議案でちょっとずれていってるように私も思いますけれども、修正していきますけれども、そういう事こそもっと的確に迅速にやっていただきたいかった、という上で本題の、これも総括質疑で出てたと思うんですが、但書の件なんです。但書はなぜ必要なんですかね。やはり健全化で言えば、その但書を削除、今は案ですから削除というのかどうか分かりませんが、但書を入れなかったら先ほどの350万円、予定より少なくなった分も但書さえ入れなかったら、これはもう少し増えるんじゃないですか。その点についてどのように思われますか。

総務部長 但書を入れさせていただきましたのは、とりあえず月々の給与月額についての削減をさせていただこう。まずはそこから始めさせていただこうという事でさせていただいた事でございますので、そういった考えの中で但書という事でさせていただいております。

小野委員 職員の一号加算して、今まで常態化してるから慣例だという事。それは例外規程なんですね。例外規程はやはりこれだけ財政が苦しいんだと、財政健全化を図るんだという事に関して、今部長も17年6月までに規則改正も出してという事で考えておられる。それを考えているんだったら、今、提案されている特別職のものについての、その同じ退職手当なんですね。それに対しても当然抑制すべきだと私は思うんですよ。だから但書は不要ではないのかなと、単純に申し上げてね。そういう事によって、こういう改正を出してくるのは当たり前の事ではないのかなと私は思います。それについては、今、それらの話の中で、先ほど部長がおっしゃったように、給料という、月額毎月の分で抑制を図っていて、退職金というものに対してはまた別の意味があるんだという考えで但書を入れておられる。それは先ほどの職員の退職時に一号加算して、言ったら言葉はちょっと適当ではないけど、水増して退職金を払っておられるんだというようにも見られかねないでしょ。だからそこらはきちっとけじめをつけておくのが本来の姿勢だと思うんですが、再度お願いしておきます。

総務部長 先ほどの職員の退職の関係につきましては、本来の制度的にあって、法的にどうかという事になれば、問題があるという事の中で先ほど申し上げましたように、廃止の方向でさせていただくという事で申し上げたものでございまして、三役等退職金の関係につきましては法的に、当町の方針の問題だけでございますので、法的にいわゆる制度的に問題があるというものではございませんので、若干違うと思えますけれども、やはり考える中ではもう少し積極的に対応すればという事は、おっしゃる事については真摯に受け止めたいと考えております。しかし、我々といたしましてはまずは、先ほど申し上げましたように、給料月額の関係についてまずさせていただきたいという事で、そういった改正をお願いしたものでございますので、よろしく願いいたします。

委員長 それでは、ちょっと先ほどの部長の説明がありました件でお聞きしておきたいんですけども、いわゆる財政健全化検討住民会議の設立の期間なんですけれども、18年度末と言いませんでしたか？18年度末ですとあと2年という事になるんですけども、先ほど任期は1年くらいを考えていますと。年としては18年度末と言われてますから2年あるんですけども、そして8回とっておられるんですけども、そうしますと予算の見る分で17年度は4回、4回、4回なのでそれで2年になる、18年度末だからそれでいいのかなという事になるんですけども、この辺はどちらなんですか。

総務部長 私の間違いでございまして、18年3月という事で申し上げたのございまして、17年度末でございます。申し訳ございませんでした。ご訂正を申し上げます。

委員長 17年度末ですね。その事によって随分対応が違うんですけども、もう少しはっきりしてほしいのは、17年度末、そして住民会議を開いていただいて8月頃には中間答申を得て、そして18年度の予算にはそれを実施に移せるものは移していきたいという事をお述べになってるわけですよね。その場合の、例えば町側がこれこれについて諮問をするという風に言っておいでになるわけですから、その諮問の段階でいわゆる先ほどから問題になってるような、報酬の扱いの問題であるとか、あるいは手当の問題であるとか、そういったものについて、諮問をする考え方があるのかどうか。そしてその諮問をできるだけ8月の中間答申には答申を得たいという考え方があるのかどうか。その後、先ほど言われていますように報酬審議会と関係のある分について特報審にかけて実行に直ちに移動していくという手順をとるといふ風な構想をもっている事によって先ほど述べられているのかどうかという事を一度お聞きしておきたいんです。先ほどの関係をどう調整するかという事もありますし、考えていかなければなりませんので、そ

の辺についてもう一度念のために言ってくれませんか。期間の問題については特に大事な問題ですから。間違わないように説明しておいてくれませんか。

総務部長 先ほど色々ご審議いただいている関係の、特別職の報酬等につきましてはできるだけ早い事ということでございますので、その関係につきましては、財政健全化の住民会議の中で検討していただいた中で、一定の方針をいただいた中で、その関係につきましては8月頃にいただけるものと考えておりますけれども、もしいただけたならば、先ほど申し上げたような順序でこの委員会にも報告もさせていただきながら、また特別職の報酬等審議会にも諮問をさせていただき、進めていきたいと。一定の答申をもらった中でできれば18年度予算に反映させていきたいという事でございますので、宜しくお願い申し上げます。

委員長 もう一つ先ほどから総務部長からご説明があつて、いる問題で、今後の扱いというのは曖昧にしてお答えになっているんですが、例えば調整手当ね、調整手当の関係で具体的な関係でいきますと17年度の関係が、これは予算審査特別委員会でも出たのかどうか知りませんが、17年度の一般会計予算で見ましても、3%上積みという事は、2,534万8,000円計上されているわけですよ。2,500万円以上のところには207人の関係ですけれども、この関係の調整手当というものは、随分昔からやっているんですよ。色々減らしてきた、減らしてきたと言うけれどもこっそり3%上積みをずっとしてきて、それを持続しているわけですよ。今後も奈良県下で、全部皆さん打合せをしてるんですから、そのままいくんですよという事を言っているわけ。そしてその出方を見て考えていきましょか、と言ってるわけですよ。2,500万円削減できるとしたら大きいのではないですか。だからそういう関係について、他の町村の関係もある、付き合いもあるでしょうけれども、そういう関係での予算の内容について、まだまだ整理をしていかなければいけない問題があると思うん

ですよ。そういうものについても思い切って大胆な姿勢として打ち出していくという事で、ちょっと時間が必要なんだという事で住民会議なんかをもって、そこでも色々こういう事も提起をして、洗いざらい出して、そしてご協議いただいて質疑を受けるという事になれば、先ほど言ってる350万円そこら辺りの問題ではないわけです。非常に大きなところで抜けているわけ。それが当たり前化されてしまっている。しかしそれを国に準じてますという風に一方では言っている。ところが国でもそういう事を正直してない問題でも、拡大解釈している。地域に当てはめて支給している。これこそがエゴという風に言われても仕方がないんじゃないでしょうか。これはもともと僕は一般質問の時に言いましたけれども、昔の終戦直後、物価統制権がある関係で地域手当というのが創設されたんです。それが地域手当については色々矛盾があるという事になってきて、都市手当に変えられたんです。都市手当に変えてぐっと絞ってきたわけ。ところがそれに隣だからという事で奈良県下全部入れている。大阪に近いからという事で。大阪市に近いのは一番ここが近いのか分かりませんが、ところがこの頃の物価の情勢の面から見て、この調整手当の目的という関係については、やっぱり地域に格差があったという事だったんでしょ、都市と。そういう事が今どういう状況になってきているのか。都市の人口がどんどん減ってきたというのは、このごろ今度は都市人口が増えてきている訳でしょう、都市の方が安い、整備がしやすいという事から。そういう面から見ると逆になってくるわけですよ。そういうような現象を捨てておいて、そしてみんながそうしてるからうちもそうしていくんだ、という関係に出てきていると。という事の矛盾なんかがあるわけですよ。なかなか先頭をきつていこうという事については、かなりの勇気が必要なのかは知りませんが、あれこれ削っていく、この関係なんかは公表してないんでしょ、住民は知りませんよね。知った時にはどうなんだろうかね、僕は管理職手当どころの事ではないと思うんですよ。というような関係で、色々真剣に人件費削減という事についてメスを入れながら、財政健全化を図っていこ

うとするならば、いろんな候補があると思う、メスを入れないといけない問題、検討しなければならぬもの、そうは言ってもそうはやっていけないという関係のものもあるんでしょうけども。そういうものについて、より真剣に早く財政検討会議を立ち上げて、真剣に議論してもらって、早くそれを実行に移せるという手立てを真剣に考えていく。それまでの暫定的に、まさに暫定期間だと、我々の立場は。という関係で訴える方が私は住民にもそうかと、そうなら、という事に分かってもらえるのかなという気がするんですよ。そういう意味でこの問題なんかを取扱っていきませんと、多少そのわだかまりが残って、否決するわけにもいかないし、どうにもやりさかんと。何か思いつきめいた事を言っているけど、あるいは色々な議論をお聞きしましても、何か本当にやる気があるのかなという疑問を抱かせるような状態で審議を続けるというのはいかがなものかという風に思うんですよ。その辺どうなんでしょうか。これから給与の関係で資料出ているんですけども、ある意味で今までの議論やりたらんという事ですよ。もう少しメスを入れるならメスをきっちり入れて、明確な立場を明らかにしながら住民の期待に応えるという姿勢が必要ではないかという立場でのご質問、ご意見だという風に私は受け止めているんですよ。それならそういう事についてやっていきませんと、あまりにも小手先に似たような関係で、質問にお答えをいただくと、いただくほど何か苦しい言い訳めいた事を言わざるを得ないというような格好になっているように思うんですけども、この辺で休憩して調整しませんか。そうでないと、このまま言っていってもだんだん不信感と信頼関係が損なわれていく状態になりがちだという風に思うんですけども。どうでしょうか。

やっぱり先ほどの、今申し上げたような立場から独断かも分かりませんが、そういう事もあって総括質疑なり一般質問なり、予算審査特別委員会でも出たかも分かりませんが、という事がありながらも総務部長から冒頭、色々皆さんが質問なり意見なりしておいでになる過程について、どう集約しながら、この問題について理解を

求めようとされるかという事を聞きたいので先にご説明いただいたんですよね、立場としては。その辺が大事なんじゃないでしょうか。今。他に取扱いの面で、まだ早いんですけどご意見があれば聞かせてください。中身の不十分さというのは分かりますから、委員会としてどうしていったらいいかという事について、委員の皆さんの方からご意見があればお聞かせいただいて、その中で善後策を考えていきたいと思えますけれども。

総務部長 既に広域7町の中では、上牧町についてはそういった調整手当の廃止の方向で上程されているという事で聞いております。そういった事も先ほどの報告の中には申し上げておらなかったわけですがございますけれども、そういった状況の町村も出てくるだろうと思います。我々としたしましては、もう少し、皆さん方のご意見を聞く中ではもう少し積極的に対応しないといけないだろうという事も痛感しております。当然この関係についても住民会議の中では出てくるだろうと想定できるものでございますので、もう少し積極的に対応していかなければならないと考えております。住民会議で言われるまでもなく、本来の主旨から見て、廃止していくべきものでございますので、もう少し積極的な対応が必要かと考えております。

町長 今、部長が申しあげましたように、調整手当等の問題については、私は17年度の予算を組む段階で、組合との関係がございましたから、組合との関係について17年度は我々管理職はあるいはそういうものについて、やっぱりそういう方向付けをするよりも、17年度中に必ず組合と自治労との絡みがありますから、停止にするのか、職員の給与をカットしていくのか、17年度中に必ず議論していく。調整手当についてもやっぱり今まで松田委員長おっしゃるように、一律5%だったんです。それを結局町村会で自治労との絡みで一応3%にしようという事になっておりますけれども、それから見直しは全くしてないわけですから、そこらの事も十二分に考えて、やっぱり組合との絡み

がございますから、17年度中に必ず住民会議等の事も入れて、当然やっぱり職員等も十二分にそういう問題に呼応していかなかったら、ただ、町が、理事者側が発表して、そうですかという事にはならない。私はやっぱり17年12月に組合の委員長等に17年度中にひとつするから18年度等についてはやっぱり町が単独でいくとしたら、どうあるべきかという事を組合としても考えてほしいという事を申し上げて、今現在は進んでいるわけですがけれども、確かに今おっしゃるように、あらゆるものを網羅してそういう提案をしていかなかったらなかなかカットされない。隣の平群町は今、議会やっておりますけれどもそれでもやっぱり町長は20%等のカット、あるいは職員が部長級10%、あるいは課長級7%、職員5%のカットで9,000万円ほど一年間で減額という事をやっておられますけれども、それをしなかったら平群町としても大変です、3年間続けるという事を町長がおっしゃっていますように、何らかの形でそういう事をしていかなかったら、当然できませんし、わたしはやっぱり組合との関係を十二分に考えながらある程度やっぱり住民会議で提案された事について、早く取り纏めていただいて、できるだけそういう事については17年度中にできるものであったら、早くそういう事については訂正をしていく、あるいは条例等を提案して行って、改めるものは改めるという事をしていかなかったらとてもいけませんから、今おっしゃっていただくような事で住民に大変ご迷惑をかけますけれども、我々としては努力をしながら、十二分に職員間との関係等について調整をしてまいりたいと考えております。

小野委員 町長の説明はそれでいいかなと思うんですけれども、町長、斑鳩町においては17年10月に町長選挙があるんです。だから私はもっと他の町よりも厳しい姿勢を示していただきたかったなと。町長がそうして言われたら言われるほど、17年の10月を超すために17年度予算はこういう格好だけつけているんだと。今言ってるように、870万円という数字すら、こんなんいけるのかという心配を議員はして

るんです。町長が選挙控えているからこうしてるだけ、しっかりとした財政健全化に向けてやっていかれないのではないかなという心配で色々言っているんです。河合町でも今日最終日ですか、給料もカットしていく。昨日偶然河合町の議員と一緒にしたけれども、議員報酬どうするのかという事で、一応どうするのかという議論はしかけているけれども、私どもの報酬は提案してないし、そういう形はとってない。河合町は何か報酬もカットしている。私もこのいろんな健全化の事について、議会運営委員会で2%の管理職とか町長の10%と聞かせてもらった時に議長に聞いたんですよ。何か言われてないんですかと。何も言われてない。そしたら議長、どうするんだと言ったら、何も言わない。そしたら別に議員報酬についてはカットの話も出して来れないという状態でしたからね。今回そういう事はないんですけど、そういう今の説明でしたら、やはりこんな大丈夫なんかなと。またそういう具合に思っただけではいけないと、私はそのように今町長がそういう説明されたから、またそういう感情がという事を意見として申し上げて起きます。

委員長

色々見方はあると思うんですよ。上牧と云ったら結局財政的には破たんをきたしてくるという状態で、是非ともしなければならぬという状態に追いこまれてしまってきていると見るのが全体的だと思うんです。大阪も同じ事ですね、先ほど言われているように。ところがあまりに組合、組合と言いつつ過ぎるから、色々大阪で問題になってしまって、諮問委員会そのものが解散するとか云々とかいうことになって、色々問題を起こして組合たよりに頼らずという事で、市が我が道を行くということで市が決断せざるを得ない状態になってきているという様な事もあるわけですから、その辺も考えていくという事も考えていくという事も必要ですし、もはや今日、合併するしないに関わらず小手先での歳出削減なんてという事を考えていてもだめだと。そういうことで住民は満足しないと言う事ははっきりしてると思うんです。そのために自らも血を流さなければならないなら、まず我々が率先して

という関係を同示すか、という事が今一番大事なんじゃないでしょうか。そのためには小手先での処置ではなくて、抜本的な処置、しかもそれは2番手3番手では意味ない。住民にアピールすることにならなし、住民がそのことをきちっと受け止めてくれるという状態にならない。人の顔色を見て、ようよう踏みきったかと言われるに過ぎないんです、いくら努力してみたって。そういう事でもいけませんので、先ほどから言われていますように、住民の目線にたって、本気で、斑鳩町が単独町政の自立と財政再建を本気で立ち向かっていこうとしているなど。そのためには職員も、そのためには管理職も、そのために住民の皆さんもという関係で、報酬その他の関係、全部引き下げていくというような、あらゆる面にメスを入れるという、対策を立てていくという積極性を示さないで満足するということになっていかないのではないかという事を、全体として心配をされている状態だと思うんです。だから、そういう事も考えて今後の対応をすべきではないんでしょうか。いい格好ばかりしようとしてもできない訳ですし、だからその辺のところをもう少し、きちっとした見定めをしていく必要があるのかなと思うんですが、どうでしょうか。

何かありますか、皆さんの方であったら、そちらの方で、ご発言のない皆さん、ご発言があったら聞いておきましょうか。

(発言なし)

委員長 ないですか。取扱いの関係もあります。このまま議論を続けてみてもしようがないと思いますから、休憩しましょうか。

(異議なし)

委員長 午後3時15分まで、30分ほど思いきって休憩しましょう。

(午後2時47分 休憩)

(午後3時35分 再開)

委員長

再開します。

休憩をして、色々と相談をしましたが、全体的な空気としては踏み込みが足りないし、小手先の対応が許されるような、今日の状況ではないという意見がかなり多くありますが、議事を進める支障もありますので、これからそれぞれの立場で賛否のご意見をいただいて、表決をしてまいりたいと決めましたので、よろしく願いをいたします。

まず、反対をする委員から発言をいただくことにいたしますが、取扱いは上程4議案を一括しておりますので、一括してご意見をいただいて、一括して表決を行なうという立場を取りたいと思っておりますので、ご理解のうえ、ご同意をいただきたいと思えます。

西谷委員

私は、反対の立場から意見を申し上げます。

私は町長自らが12月議会の中で、合併をしないで町単独で行く。その中では積極的に、財政健全化へ取り組んでいきたいということで挙げられました。それに対する今回の議案につきましては、財政健全化への取組みが大きく後退した議案の提案であると、私は感じました。

よって、ここに出ているもの、あるいはここには出ていませんが規則の中で、管理職手当のカットにつきましても、非常に不十分な内容であります。

よって、反対の意見とさせていただきます。

委員長

それでは賛成をしていただき、ご意見がありましたらお受けします。

小野委員

私は率直に申し上げまして、先ほどの意見もいろいろ申し上げますのは、今の反対討論者と全く同じような感覚では思っております。それがなぜ、今、この議案について賛成を申し上げるかということは、やはり、予算委員会でもいろいろ申し上げました。行政というものは、もっと経営感覚を採り入れていただきたい。先ほど申し上げました件

も、削減する金額が決まっている。それに対して、なぜそういう変更をしてやるのか。そうしたらトータル的に、きちっと弾が足りない、それは指摘しておかなければいけないし、また、端的に申し上げまして、この議案について討論になった経緯から私は賛成の中で、そのことを是非ともしっかりと認識していただきたい。以前からのような感覚で行政を進めていただければ、住民からの不信を抱くのは、この時端的に分かりますので、是非とも物足りないんです。はっきり申し上げて、計画されていることが。そして、そのことを計画だけで留まっているということがたくさんあると思いますので、財政健全化計画については、もっと今後、執行して上で合理的に考えていけるように、やっていただきたいと、その思いを込めて賛成といたしますので、よろしく皆さんの賛同を得ますようお願いいたします。

委員長 それでは意見の開陳はこれで打ち切りたいと思いますが、よろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長 これで打ち切ります。
それでは表決に入りたいと思います。条例文は省略いたします。
議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号につきまして、
原案どおり賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

委員長 ありがとうございます。賛成多数でございます。
よって、4議案ともに、原案どおり賛成多数で可決をいたしました。

委員長 次に、議案第15号、平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。説明を求めます。

企画財政
課長

それでは、まず議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

企画財政
課長

それでは、予算に関する説明書によりまして、まず歳入からご説明をさせていただきます。補正予算書の11ページをお開き下さい。

まず第10款地方交付税で、普通交付税の追加交付が決定されたことから、810万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第12款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目農林水産業費分担金では、第1節土地改良事業費分担金で、高安農道等の土地改良事業費の減額補正にともない、820万2,000円を減額するものであります。

12ページをお開きください。第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金では、保育所運営費負担金について、広域入所に係る園児数の増にともない委託料を増額いたしますことから、第1節児童福祉費負担金229万9,000円を増額補正するものであります。また、障害者更生施設等支援費負担金につきましては、歳出において知的障害者更生施設等支援費が減額となりますことから、第5節障害福祉費負担金792万2,000円を減額するものであります。また、第7節保険基盤安定負担金につきましては、交付決定を受けましたことから644万7,000円を減額するものであります。次に、第2項国庫補助金、第3目土木費国庫補助金では、第4節住宅費補助金で、平成13年度に、目安北団地建設に際して、国庫補助金に替わり特定資金公共投資事業債、いわゆるNTT無利子貸付金の受入れをしておりましたが、今般、国の補正予算において、その償還に充てられる償還時補助金が全額措置されることになりましたので、1億1,865万1,000円の増額補正をお願いするものであります。

13ページをご覧ください。第15款県支出金、第1項県負担金、

第2目民生費県負担金、第2節児童福祉費負担金で、広域入所に係る委託料の増により、保育所運営費負担金114万9,000円を増額、また、第5節障害福祉費負担金では、知的障害者更生施設等支援費の減により、障害者更生施設等支援費負担金396万1,000円を減額するものであります。第7節保険基盤安定負担金につきましては、その交付決定を受けましたことから322万3,000円を減額するものであります。次に、第2項県補助金、第3目農林水産業費県補助金、第2節農地費補助金で、高安水路整備事業について県単独土地改良事業事業費補助金の追加交付を受けられることとなりましたことから、129万円の増額をお願いするものであります。

14ページをお開きください。第3項県委託金、第1目総務費県委託金、第4目選挙費委託金ですが、参議院議員選挙費委託金につきまして、その交付額が確定いたしましたことから140万円の減額をするものであります。

次に、第16款財産収入、第1項財産運用収入、第2目利子及び配当金では、財政調整基金等のそれぞれ各基金の利子が確定をいたしましたので70万6,000円の増額補正をするものであります。

15ページをご覧ください。第17款寄附金、第1項寄附金、第1目寄附金、第1節総務費寄附金で、文化振興にといただきました寄附金50万円を、また第4節教育費寄附金では、昨年12月に実施いたしました若草伽藍跡現地説明会において藤ノ木古墳の整備にと募金いただきました2万1,000円を受入れするものであります。

次に、第20款諸収入、第3項受託事業収入、第1目受託事業収入では、町立保育所に受入れをしております園児数の増加にともない、広域保育受託料としまして510万5,000円を増額するものであります。

16ページをお開きください。同じく第20款諸収入の第4項雑入、第4目雑入、第10節雑入におきまして、土地改良施設維持管理適正化事業費交付金が交付決定されましたことから、360万円を減額、また、市町村振興宝くじ交付金につきましても、交付額が決定をされ

ましたことから13万2,000円を増額するものであります。

次に、第21款町債、第1項町債、第1目農林水産業債、第1節土地改良事業債において、土地改良事業費の起債対象額が確定をいたしましたことから、1,240万円の減額補正をお願いするものであります。

続きまして歳出の補正についてご説明申し上げます。17ページをご覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費で、第1節報酬から第14節使用料及び賃借料までは、住民投票の執行につきまして、その不用となりました額107万6,000円を減額するものであります。第19節負担金補助及び交付金につきましては、今年度末の退職予定者の退職手当組合への特別負担金2,933万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

18ページをお開きください。第5目財産管理費では、財政調整基金等の利子分をそれぞれ積立てるため、57万3,000円を増額するものであります。第6目企画費につきましては、寄附金50万円を文化振興基金に積立てるものであります。次に、第4項選挙費、第3目参議院議員通常選挙費につきましては、選挙執行経費の確定によりまして139万1,000円を減額するものであります。

20ページをお開きください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費で、額が確定いたしました国保財政安定化支援事業繰出金121万6,000円を減額するものであります。第3目老人福祉費では、老人保健特別会計において、医療給付費及び事務費が増額となりますことから、老人保健特別会計繰出金531万7,000円の増額をお願いするものであります。第8目国民健康保険医療助成費につきましては、保険基盤安定に係る国、県負担金が決定いたしましたことから、その繰出金1,289万2,000円を減額するものであります。第11目障害福祉費では、まず、精神障害者小規模作業所の負担金につきまして、当初通所予定の方が入所されなかったこと、新設予定の作業所の開所が遅れましたことにより、負担金20

4万3,000円を減額、また、第20節扶助費では、知的障害者更生施設等支援費につきまして、利用者負担金の算定方法が見直しされたことにより利用者負担金が増加し、町からの負担が減少したこと、また、支援費の基準額が改定され引き下げが行われたこと、また、当初入所予定の方が入所をとりやめられたこと、また、施設退所者があったことなどにより扶助費1,584万9,000円の減額を行うものであります。次に、21ページをご覧ください。第2項児童福祉費、第3目保育園費につきましては、他市町村保育所への入所者が増加いたしましたことからその委託料462万1,000円を増額するものであります。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目感染症予防費で、日本脳炎及び風しんの接種者が当初見込みを上回りましたことから、日本脳炎予防接種で31万2,000円、風しん予防接種で20万6,000円の増額をお願いするものであります。第5目老人保健事業費につきましても、基本健康診査及び前立腺がん健診の受診者が当初見込みを上回りますことから、基本健康診査で411万円、前立腺がん健診で25万3,000円の増額をお願いするものであります。

22ページをお開きください。第8目火葬場費では、周辺対策として実施いたします三井水路に係る事業費が減額となりましたことから、その補償費150万円を減額するものであります。次に、第2項清掃費、第2目塵芥処理費では、高安農道等の事業費の減額により補償費717万5,000円を減額するものであります。

次に、23ページをご覧ください。第5款農林水産業費、第1項農業費、第4目土地改良事業費では、高安農道整備事業につきまして、地権者の用地協力が困難となりましたことから2,416万6,000円を減額するものであります。また、土地改良施設維持適正化事業につきましては、その交付金が減額されることとなりましたことから、事業量を縮小し、399万6,000円を減額するもので、土地改良事業費として、2,816万2,000円を減額するものであります。

次に、24ページをお開きください。第6款商工費、第1項商工費、

第6目歴史街道ネットワーク事業費では、斑鳩の里ふるさと秋祭りが雨天中止となりましたことから、その不用額175万9,000円の減額補正をするものです。

次に、第9款教育費、第5項社会教育費、第4目文化財保存費では、ご寄附をいただきました募金2万1,000円、利子5,000円、合わせまして2万6,000円を藤ノ木古墳整備基金に積立てるものであります。

次に、25ページをご覧ください。第9款教育費、第6目保健体育費、第1項保健体育総務費につきましては、スポーツ振興基金利子2,000円の増にともない財源更正をするものであります。第11款公債費、第1項公債費、第1目利子では、歳入のところでご説明いたしましたように、NTT無利子債を全額繰上償還することとなりましたことから1億1,865万1,000円の増額補正をお願いするものであります。

最後に、26ページをお開きください。第12款予備費につきましては、今回の予算補正に要します財源として3万8,000円を予備費から充てることといたしております。

続きまして6ページをお開きください。第2表繰越明許費補正でございます。第7款土木費、第2項道路橋りょう費で、未登記道路整理事業につきましては、民境界の整理等に更に地元の調整を要しますこと、また、抵当権者が不存在となっているものについて裁判所の手続を必要とするものがあり、年度内に完了する見込みがたたないことから、350万2,000円の繰越しをお願いするものであります。次に、第7款土木費、第4項都市計画費の法隆寺線整備事業につきましては、龍田南2丁目の地権者の方との用地交渉がまとまり、この1月に契約を終えたところであります。今後、家屋の移転をされ、完了が平成17年度となりますことから、2,290万円の繰越しをお願いするものであります。次に、JR法隆寺駅周辺整備事業につきましては、駅舎の意匠等について担当委員会においてご協議いただいたところでありますが、その後において、詳細設計に着手いたしましたこと

から、一部事業繰越が必要となりましたので、2億8866万円の繰越しをお願いするものであります。

次に、7ページをご覧ください。第3表債務負担行為補正であります。JR法隆寺駅駅舎橋上化工事負担金につきまして、これまで起債の協議を県市町村課と行うなか、経費区分を別けて明確にすることが必要とのことでありますので、JR法隆寺駅駅配線変更工事補償金として4億4,493万円を別立てにするものであります。また、これにともない、駅舎橋上化工事負担金については、配線変更工事補償金を除くとともに、JRが負担いたします9,956万4,000円について、JRと協議の結果、町負担と差引きしたものをJRにお支払いすることで協議がまとまりましたので、これにつきましても減額をし、限度額を9億2,572万4,000円とするものであります。

続きまして、8ページをお開きください。第4表地方債補正であります。これにつきましては、土地改良事業債の歳入の補正にともない、借入限度額を補正するものであります。

それでは、1ページにお戻り願いたいと思います。

予算書を朗読させていただきます。

(予算書朗読)

企画財政課長 以上で、平成16年度の斑鳩町一般会計補正予算（第8号）についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 この補正予算8号につきまして、他の常任委員会に係る事項につきましては、それぞれ説明を受けて各常任委員会が了承をしているという報告でありますので、その点を含めて、これから質疑に入りたいと思います。

質疑、ご意見のある方のご発言を求めます。

西谷委員 繰越明許費の中で、6ページの土木費の都市計画費、JR法隆寺駅周辺整備事業費で、今、課長の方から詳細設計のという事で説明がありました。私自身は、予算審査特別委員会の中で、協定書及び法隆寺駅橋上化に伴う測量設計業務委託の概要報告書をもとに、専門家の方にいろいろと聞いて、説明を受け、私なりにその中で、いろいろ勉強させてもらったんですが、素朴に疑問に思う点をまず、お聞きしたいのですが、実際、この中で、当初、私は7億だったやつが14億になり、21億になったということの中で、当初は町の方から明確な説明というのはなかったのですが、実際にこの資料の中から数字をひらっていただきまして、当初言っていたことがまず分かりました。橋上駅舎関係ではやはり7億ぐらいの数字が出てきました。その中へ、自由通路を付けると、そこにプラスアルファ6億近くの金がかかる。あるいは、そこへ並行道路をつける関係の中で、5億4,000万近くになって、最終的には21億だということが分かったんですが、ここで素朴に思うのは、橋上駅舎で少なくともやれる部分を、自由通路という部分の中で、自由通路を造ることによって6億近く費用がかかるということの中で、実際にそうしたら、自由通路の利用者をこの中ではどのぐらいの想定をされているのかということをお尋ねしたいのと思うんです。頼んだ専門家の方もおっしゃったんですが、実際、JR法隆寺駅のそばに踏切が、直ぐ近くにあって、踏切の遮断時間も開かずの踏切というほどのものでもない。その中で、わざわざ自由通路を利用する人は少ないのではないのかなど。自由通路というのは自転車も使えずに、その必要性に相当疑問がある中で、これだけの費用を使ってするのはどうなのかなということをお聞きまして、私自身もこの件については是非とも、自由通路の利用者を町が設計される段階でどのぐらいされているのかという部分についてお尋ねしたいのと、それと、実際先ほど言いましたように、上り線を撤去してまで並行の道路を町が計画されていますが、これによって当然、ポイントもなくなる訳ですが、強いていえば、電気関係も全部王寺へ行くという関係の中で、5、

6億の費用がこれによって掛かるという部分について、その費用対効果について、どう考えておられるのかということの部分非常に、私も説明を受ける中で非常に疑問に思いましたので、今の点について、見解をおっしゃっていただきたいと思います。

町 長

この関係等については、西谷委員の考え方と我々の違いというのは、一番問題はやはり踏切があのままの状況ではとても無理だと。そして以前に、あの踏切を改良してもらうために、いくらか待機の場所を造っている。それは、ポイントがあるからそれ以上は出来ませんという事で、われわれ交通安全をしている中で、通学の関係で、地元の方々も立っていただいて、車が通ったら人が通れない。両方は車が通れませんが、我々としては、とにかく歩道がほしいという事で、ずっとJR側をお願いをしていた。JR側としたら自由通路をしますから、歩道は別に、もう必要がないのではないかという話ですが、みんなは歩道を2.5m取ろうと思えば、やはりポイントを改良していかないといけない。ポイントを改良するとしたら、2面3線の関係等、2面2線に。やはり、私はよくJRは2面2線に踏み切っていたなと思っておりますし、お金がこれだけしかないから、これだけでしてくれという事で終わってしまうというのも、これはずっと永久に続きますものですから、我々としては自由通路がどれだけの関係の方が通行されるか、そういう事も踏まえた中で、JR側も一応の設計をしていただいたと。当初から申し上げておりますように、都市基盤整備特別委員会でも橋上駅等の視察も行っていただいておりますし、現に小泉駅の関係についても十何億という費用が掛かっていますから、そういう事を踏まえた中で、我々としては出来るだけ費用は、JRの方に要請はしておりますが、最終的に21億ということですが、西谷委員がおっしゃるように、どれだけの費用対効果があるかという事についてはあれですが、我々としては踏切の関係等については、以前から、かなりそういう事があって、平面化すると。自転車で買い物に行っても段があって、買い物した物が飛んでしまうということも聞きますか

ら、何とか待機場所を造っていただくと、ポイントすれすれの所で。しかし、待機場所というのは線路を跨るといけませんから、そういう事を考えますと、皆様方のご要望のように、車道等を造っていただいて、歩道の関係を兼ねるような、そういう事も踏まえて、我々としては、人間というのは贅沢をしたら戻ってこれない。それをしますと、必ず、そこを歩いていくとことで、向こうの自由通路を渡ったらいいいじゃないかとなりますが、そう簡単にはいられないという事もございますから、また一方では、向こうで自転車の駐輪場をされている方もございますから、そこへ来られたら自由通路を通るとい、いろいろな関係もあろうと思いますから、買い物とか、あるいはよく演説とかされていますし、北へ替わるとか、南へ替わるとかという時には、自由通路が出来ているという事もございますから、それらの事も踏まえる中で、どれだけ通られるかということは、出来るだけ、利便性を考える中で、JR側とも協議をして、十二分なかたちで一種のかたちのものを造って行くというならば、そういう事も可能であろうという事で、出来るだけ経費を抑えながら努力をしてまいりたいという事でございます。

西谷委員 確かに、今の踏切についても相当狭いという事の中では、懸案のものであったし、危ないというのは重々分かっている。ただ、その中で、片方では、先ほどの人件費の削減とも絡むのですが、財政健全化への取組みの中で、あえて斑鳩町が単独で行った中では、市町村合併の説明会の中では、35年にはもう基金がゼロになって、単年度収支は赤字なると、あるいはその中で、当初から財政シミュレーションの中には橋上駅舎、あるいは総合福祉会館も入っているという事の中のシミュレーションでした。なお且つまだ、この部分についてはこれ以外に駅前広場、北も南も整備していかなんでしょうし、計画書に載っている道路については全くその費用は入っていないということは、都市建設部長が言ったように、最終的に概算ですが25億ぐらい、なおプラスアルファが掛かるという事からすると、やっぱり健全化をなす中で

は、あるいは橋上駅舎だったらこれぐらい掛かります。でも、橋上駅舎と自由通路としたら、恐らくまた6億ぐらい掛かります。あるいは、並行道路を造ったら、これぐらい掛かりますというような、そういう、中でもう少し、財政を健全化する中では、とにかく決まったからやるんじゃないで、もうちょっとそういう中での検討というんですか、そういうのが、委員会の中でなかったんじゃないかなと思う。一括でこれだけ要りますという形で審議がされて、こういう個別な、自由通路が増えたらこれだけなりますよ、道路並行にして3線のやつを2線にしてこうやったら、これだけなりますよと、そういうような議論というのは恐らく行なわれてないんじゃないかなという気がして、だけど、事業としては少なくとも協定書が今年の6月にされてますから、そのままでずっとやっているという部分について、非常になんか、町長がおっしゃっている財政の健全化の部分と、実際のこういう事業の係わりについては、私は非常に内容的に一致しないのかなという感じがするんです。だから、町長にしたら、協定書も全部、去年の6月にちゃんとやって議会も承認しているやないかという事をおっしゃる。でも、実際に斑鳩町が合併を少なくともしないと云ったのは今年の12月です。そうしたら、少なくともその中でもう少し、こういう部分についてもっときめ細かな、財政再建の方策に向けての考え方があるべきやないのかなと思うんです。だから、この中で、私は聞いた人の中で言われたのは、なるほどなと思ったのは、例えば、3線を2線にすることによって、町としては当然原因者負担として、全部ポイントがなくなって、その役割が王寺駅へ移設しました。当然、その費用については電気の費用についても、原因者負担である斑鳩町が当然それはせないかんけど、でもJRからすれば古いものが全部、この事業をすることによって全部、さらになって返ってくる。あるいは、これまで3線で非常に窮屈だったホームについても町の方でやってもらえるということの中では、JRも相当数の得をするんじゃないのかな。あるいは、契約の中で、実際にJRは特殊やからと言ってJRへ負担している。設計も特殊やからということで、JRのグループ会社にやっていると

いうことは、当然、もう恐らく業者も全て決まって、その中ではなあなあのうちに事業が進んでいくだろうし、そうしたら、一番ぎょうさんお金を負担する斑鳩町が、その相手方に設計も依頼し、工事も依頼しという事の中では、本当にそんな形でいいんですかというようなことをおっしゃいました。例えば、JRだけやのうて、橋上のこういう、向こうは特殊やからと言って、なるほどな特殊やから、そういうところへ頼まないかんねんなどと思ってたけど、別に考えたら、軌道をやっているのはJRだけやのうて、近鉄もあるし、阪急もあるし、いろんな設計会社はあったやなかったのかなど。その中では私はこういう点検が本当に出来たのかなという部分が非常に疑問になったものですから、自分なりにいろいろ調べさせてもらって、自分らの中で、私なりに調査する中で、素朴な疑問点が浮かんできた。だから、町長が先ほど言われましたけども、実際にこの計画の中で自由通路、6億近くの工事費だけで6億近くなるんですけど、この自由通路について、実際のこのことというのは、どの程度の数字というのは見込まれているのか、再度お尋ねしておきたいと思います。

なぜこれを聞くのかといいますと、例えば、王寺みたいに傍に踏切がない、そして両方に商圈があって住民が行き来しなければならないという状態のところと、JR法隆寺駅の周辺とは全く条件が違うでしょと、いうことを言われて、私もはたと気が付いたんですが、せめて自由通路でこれをやる中では利用者、1日どれぐらいの利用者を想定されて、この計画をされているのかだけ、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

助 役 橋上化基本構想の中で、この自由通路の利用者につきましては、将来の自由通路を渡る利用者は1日、25,400人と想定しております。

西谷委員 25,400人と言われましたが、それぐらいの人数が渡るようには思えない。というのは、今の言われているのは、恐らく橋上駅舎に

なって、乗降客も含めた数じゃないのかな、でも橋上駅舎というのは、ある意味では橋上駅舎だけで機能するような形になる訳でしょ。僕もその辺はところはあまり詳しく分からなかったんだけど、橋上駅舎というのは単に橋上駅舎で、自由通路とは全く、基本的に自由通路というのは、法隆寺駅で言ったら、北から南へ、あるいは南から北へと、そういうためのもので、当然だから、町の方で、王寺もそうでしょうけど、町道という形でああいう設備がされている中でだったら、将来の自由通路で25, 400人が通るんだと言われても、ちょっと数字的に私のイメージからして、そんな、北から南に、南から北へ25, 400人も通るような、そんなイメージとしては全然わかなんですが、この将来の予測の中では、要はこれは駅前の北や南に、それ相応の商圈を作って、その結果、25, 400人みたいな人が通るという考え方なんですか。

助 役

計画を立てていくには、将来、どういう形で自由通路を利用されるかということを想定して計画を立ててる訳でございます。従いまして、計画の中では、この法隆寺駅から利用される1日当たりの利用者数、そして、南からアクセスを利用され、また、北口からもこれからのアクセスを利用されるという利用者を考えなければならない訳です。南と北の比率は概ね6対4ぐらいに考えている訳ですが、それを想定して、将来25, 400人という数字を想定したと、こういう事でございます。

冒頭に言いましたように、計画というものは現実と将来を考えて、その計画をしていかなければ、それを誤った場合に、大きな駅前整備についての問題が、後日出てくるということになりますから、若干、やはり余裕率というものについては多めに見るのが当然でございます。そういう形で、この構想をやって行っているということでございます。

西谷委員

将来的にということ、将来予測なんですが、平成何年度の予測なのかと、先ほど言いました、その時に、今の計画の中では少なくとも、

橋上駅舎とアクセスの道路の計画でされてますが、実際に私は、この数字というのは、恐らく単に、乗降だけやのうて、それ以外の部分も含まれてるんじゃないかと思うんですが、いうのは、面整備が王寺みたいな、あるいは小泉みたいな形で、その商圈の中で南北に分かれて商圈が広がるような、そういう前提のもとにこういう数字というのははじき出されたんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうです。

助 役 先ほども申しましたように、この25, 400人という自由通路の利用想定者は、町道306号線、東側の通路も含めた人数でございます。従って、全て含めた中で考えておる訳です。この構想といいますのは、中期構想、長期構想がございますから、その辺を十分に立てていくには長期構想は20年で考えていかなければならないし、中期構想については10年で考えていかなければならないと、このように考えております。

西谷委員 将来の自由通路の利用者の25, 400というのは、中期の10年後の想定なのか、それとも長期の20年後の想定なんですか。

助 役 駅前整備というのは第1期、第2期、第3期に分けて整備をしていくという構想を持っております。従って、まず第1期整備としては、駅舎の整備、自由通路の整備ですね、これをやっていかなければならない。第2期としては、駅の南地区における都市基盤整備。当然、アクセス道路については第1期と並行にやっていきますが、駅南側についての整備と北側の一部、この整備を第2期としてやっていかなければならないと思います。第3期につきましては、斑鳩の顔づくりでございますから、当然、法隆寺へのアクセスを含めた整備をやっていかなければならない。そういう事になりますと、10年そこそこでは、無理であります。ただ、全体的なアクセスをきちっと整備した場合においては、河合町からも、また安堵町からも、郡山市の一部からも法隆寺駅を利用されるという形になりますから、相当増えてくるのでは

ないかと考えております。

委員長 他にございませんか。

(他の質疑なし)

委員長 なければ、質疑を打ち切って、表決を行ないたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 議案第15号の表決を行ないます。

議案第15号、平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について、原案どおり賛成する方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

委員長 賛成多数でございます。

それでは次の議題に移ります。議案第28号、奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について、外、議案第29号、議案第30号につきましては、それぞれ合併に伴うものの措置でございますので、一括して上程したいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 一括議案として取扱うことにいたします。理事者の説明を求めます。

総務課長 議案第28号、奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について、議案第29号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村非常

勤職員公務災害補償組合規約の変更について、議案第30号、奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更について、この議案につきましては、3つをまとめてご説明させていただきたいと存じます。まず、3つの議案書の朗読をさせていただきます。

(議案朗読)

総務課長

この3つの議案につきましては、地方自治法第7条第1項の規定により、平成17年9月25日から吉野郡西吉野村及び大塔村が五条市に編入されることとなり、平成17年9月24日をもって西吉野村及び大塔村が廃されることから、奈良県市町村会館管理組合、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合及び奈良県市町村職員退職手当組合の3つの一部事務組合において、その組合を組織する地方公共団体の数が2村廃止となり、組合を組織する地方公共団体の数が減少となること、並びに、この合併により、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合及び奈良県市町村職員退職手当組合当組合の2つの組合におきましては、それぞれの組合規約の中で、組合を組織する地方公共団体を掲げております別表関係において西吉野村及び大塔村の名称を削除する改正も行うことから、それぞれの組合における規約の変更について、地方自治法第286条第1項及び地方自治法第290条の規定により、3月議会において議会の議決を求めていくものであり、法令に基づく一定の手続きを行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、3つの議案の説明とさせていただきます。議員皆様方におかれましては、何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりました。質疑ご意見をいただきます。

(質疑なし)

委員長 ないようでありますので、質疑を切りまして表決を行いたいと思いますが、条例内容については省略いたします。議案第28号、議案第29号、議案第30号につきましては、それぞれ原案通り承認する事にご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 それではこの3議案については、満場一致で可決すべきものと決しました。

 続きまして、継続審査に移りたいと思います。

斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。説明を求めます。

生涯学習課長 それでは、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてご報告申し上げます。

 史跡中宮寺跡の公有化につきましては、前回2月の委員会で報告したとおり、手続きを進めておりましたが、残る法人地権者1名につきまして、今日まで用地の公有化について鋭意努力を行って参りましたが、16年度内での公有化ができなくなり、大変申し訳なく思っております。よって、昨年12月に議決をいただきました史跡中宮寺跡の用地の取得の変更の追加議案を最終日に上程させていただきました。今回委員皆様のご理解を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

 それでは内容の説明に入らせていただきます。平成17年度で予定していました地権者のうち1名を今年度に変更し、買上げを行うものであります。なお、当初予定しておりました法人地権者につきましても引き続き交渉を行って、当初の計画通り整備事業を推進していく予定であります。

 それでは、資料1として提出いたしております議案書（案）の2枚

目をご覧いただきたいと思います。所在地欄の筆数が変更前が他16筆となっておりますが、変更後他15筆、17筆から16筆に1筆減るという事でございます。また、地積につきましては、変更前が7,077平方メートルから変更後6,985平方メートルに変更になります。それから取得価格については、変更前が1億8,564万9,710円から1億8,501万6,210円に変更をお願いするものがございます。なお、参考資料といたしまして変更になりましたそれぞれの地番、面積、金額等を表示いたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

先ほど申し上げましたように、この案件につきましては、議会のご理解を得まして、今回定例議会最終日に付託案件として追加上程させていただきますので、ご理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。なお、変更いたしました1名の方につきましては、議会の終了後速やかに契約を結び、3月末には登記等の手続きを完了する予定でございます。これで報告並びにお願いについて終わります。よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりました。質疑、ご意見がございましたらお受けして参りたいと思います。

小野委員 一応説明をお受けしてたんですが、用地交渉について色々複雑な経緯もあると思うんですが、こういう議会の議決を必要とする用地買収の仕方ということで、色々検討することも必要かなと思うんですが、12月定例議会で合計17筆ですか、提案されて議会としても了承している。12月議会に出してもらうまでに、この議会の議決をもらってから交渉していたのか、そうではなくて今年度にこれだけの目標をもって計画していて、それが、はちはちいけるんだという事で12月議会最終の予算執行をしていかなければならないという事もありますし、それらで12月議会で出された。12月議会で議決後この3月の中頃くらいまでこの方についてもやっていたけど、やはり今年度はい

ろんな事情でできない。その事情については別に答える必要もないし、そして新たな1筆の方には、今、課長が説明していたように、この議会が議決される、最終日以降に改めて、今は内々にやっておられるという事で。その方ははちはちいけるんだと理解しているのか、それはぶっちゃけた話してもらって結構だと思いますけど、でないといふ議会が、そうか、そしたら、と言って議決して、また23日以降だったらあと10日ほどの間であかんと言われてもかなんし、その点はどうなんでしょうか。

生涯学習 一応今回の用地交渉につきましては、16年度当初に予算が決定した
課長 後、各関係者の方に順次交渉に入っておりまして、12月の段階で、議決をお願いする段階で、ほぼ、はちはち纏まったという事で年度内中には全て完了できるものとして手続き等進めておりました。ところが色々努力はしてきたところでございますけれども、残り1件につきましてはどうしても今年度中での処理がちょっと無理となりましたので、今回誠に勝手なお願いでございますけれども、一つ変更をお願いいたしたいということで、上程させていただいたような状況でございます。また、今回お願いしております1件の方につきましては、17年度から16年度に変わるという事について了解を得ておりますし、ほぼ契約の手はず等も整っている状況でございます。

委員長 他にございませんですか。

(他の質疑なし)

委員長 それでは史跡中宮寺跡の用地取得につきまして、あと1件を残すのみになっておりましたが、この用地取得につきましては、今年度中、16年度中の処理が大変難しくなってきましたので、振替えて処置をするという事の変更でございます。この件についてご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 委員会ではご異議ないものと認めます。従って、この関係は、史跡中宮寺跡の用地取得についての変更を求める件でありますので、追加日程として最終日に本会議に諮りたいという主旨の提案でございますので、この取扱いについて了承する事にしたいと思っておりますがよろしゅうございますか。

(了 承)

委員長 よろしいですね。なお、確認をしておきたいと思っておりますが、最終日の追加日程に上程されることになっているわけではありますが、本来ならば委員会付託という事になるはずでありますけれども、この事案につきましては、本日説明を受けておりますので、委員会付託を省略するという事について了承したという事を付して議運などに取扱いをお願いをするという事にしたいと思っておりますが、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 よろしいですね。それではそのように処置をいたして参りたいと思っております。それでは以上が、予定しております事案であります。その他の項についての審議をいたす事にしまして、継続審査事案についてこれで終わります。

次に報告事項、土地開発公社の経営健全化についての報告を求める事にいたしますが、あと1時間ほど延長しておきましようか。

5時30分まで延長する事にしておいて、説明を受ける事にします。

企画財政課長 それでは、資料2をご覧いただきたいと思っております。土地開発公社保有地明細と書かれた表でございます。

去る2月の総務常任委員会におきまして、分かりやすい資料の提示をということでございましたので、資料を調製し提出させて頂くものでございます。この資料に基づき、若干前回の説明とも重複いたしますけれども、ご説明させていただきます。

まず、ここに掲載させていただきました簿価につきましては、平成15年度末現在の簿価でございまして、それぞれ用地費、経費、利息の内訳をつけさせていただいております。このうち用地費等につきましては、5年未満の1番の都市計画道路事業用地の用地費等につきましては、下に注記がございますように建物等移転補償費が含まれております。そして更に用地取得日、平成15年度末における保有年数、また、前回提出させて頂きました処分方針及び処分予定年度を併記させていただいております。また、表末尾には参考といたしまして、相続税の路線価を参考に、時価相当額をあげさせていただいております。ただし、このうちの史跡中宮寺跡整備事業用地につきましては、現在の買収単価を入れさせていただいております。それでは、上から順を追ってご説明させていただきます。

まず、5年未満の1番目でございます。これは都市計画道路法隆寺線の事業用地でございまして、これにつきましては事業に合わせまして今年度中に町に処分するものでございます。

2番は、都市計画道路代替用地でございますが、代替用地、集会所用地の残地でございまして、町において再取得することとしております。

5年以上の保有地でございます。まず1番は代替用地でございまして、当面代替地として処分する見込みのない土地でございますので、売却処分をしたいと考えており、平成17年度におきまして一般競争入札により売却する予定でございます。

2番目の歩道用地につきましては、平成17年度におきまして、町が再取得することとしております。

3番目の史跡中宮寺跡整備事業用地につきましても、他の史跡用地の取得に合わせまして17年度で町が再取得することとしております。

。 4番目の駅前整備事業用地でございますが、これは暫定広場でございます。法隆寺駅周辺整備に合わせまして、町が再取得していきたいと考えております。

5番目の都市計画道路事業用地につきましては、これは三室交差点の用地でございますが、現在国土交通省におかれまして、パークウェイ事業用地としてのご検討いただいております。この事業の進捗にあわせまして国に処分していきたいと考えております。

6番目の都市計画道路事業用地につきましては、安堵王寺線の事業用地でございます。事業実施時期は未定ではございますが、法隆寺駅周辺整備事業に合わせまして処分をして参りたいと考えております。

7番から11番につきましては、いずれも都市計画道路代替用地でございます。これらについても当面代替地として処分する見込みのない土地でありますので、これらにつきましても売却処分をしたいと考えております。なお、10番につきましては、平成17年度中に処分を予定しておるところでございます。

12番目、13番目につきましては、道路新設改良事業用地でございますが、事業実施時期は現在未定ではございますが、それぞれ事業に合わせまして処分して参りたいと考えておるところでございます。

それぞれの位置につきましては、2枚目に位置図として付けさせていただきますのでご参照いただければと思います。

この度の土地開発公社の経営健全化にあたりましては、やはり5年以上の長期保有地、いわゆる塩漬け土地が問題となっております事から、そういった中におきまして、これらについてできる限り積極的な対応措置を図ってまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくご了承を賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、資料のご説明とさせていただきます。

委員長

それでは質疑、ご意見があればお聞きしたいと思います。

小野委員 提出議案説明とか、今の課長も、民間への一般競争入札によるものとして、という事で、そういう事をしようという事なんですけれども、いかにも一般競争入札という事で、なんとかという事なんですけど、その場合、入札ですから予定価格というのはこちらで用意しないといけません。はっきり申し上げて民間へ売却予定という事で、7番・8番等の簿価と今の時価と言ったら相当な開きなんですよね。もちろんどの位のところで設定するのかなという事をまず一つ教えてもらいたいのと、それで入札やったところが予定価格よりみんな低かった場合、再度また入札されるのか。それらの事をどのように考えておられるのか、基本的な事で結構ですから、今の想定しながらされている事が難しいと思いますけれども、競売物件なんかの入札と違って、それが不落という事でまたかけていけるのかなという事も考えられますし、それと、処分予定年度が例えば7番でしたら21年からとか、一応予定されているんですが、この意味がああいう土地なんは売買の時期というか、タイミングがあると思うんです、難しいと思いますけれども。だからそういう事も考えながらされるのか、という事も含めてお願いしたい。

企画財政課長 予定価格の問題でございます。非常に、この設定の仕方というのは難しいであろうと思っております。県に聞きますと、この予定価格と言いますのは、路線価をもとに算定しているという風にお聞きをしております。ただ、そうした中で何が何でも売ってしまえばいいという事では必ずしもないという風に思っております。この想定される時価の何割を最高価格とするのかというような決め方になってこようかと思うんですけれども、最高価格の決め方というのは非常に難しい。そういった中でよその先進地事例、県も県有地の売却をこういう形をしておられます。そういう先進地の事例を充分研究をして参りまして、実際に可能な、決して公社に損害を与えるという事のないようなやり方で充分研究してやって参りたいと考えております。

それから、売るタイミングという事でございます。とにかく平成1

7年度に2件の土地を挙げさせていただいております。これらにつきましては比較的容易に売れるのではないかなという事でこの2件をまず選定させていただきました。その他の物件につきましては、種々検討課題というのがございまして、そういったこともございます。この2件を、1つは斑鳩町のモデルケースといいますか、一つの事例といたしまして、これらの結果をもとに事例を研究いたしまして、今後の売却の仕方については十分研究していきたいと考えているところでございます。

小野委員 その気構えは確かに立派だと思うし、けどなかなかそれはできないと私は思います。今の感覚ではちょっと無理なんじゃないかな。もう少し、この塩漬けの土地をどうにかしたいという事になれば、民間への競争入札という形なんか、とてもじゃないけどできないと思います。表現はちょっとまずいかも分かりませんが、たたき売りという形しか私はできないんじゃないかなと、民間人としてそのように思います。それらをどのようにやっていくかというのは、よっぽどしっかりと色々研鑽を重ねていただきたい。この物件については皆さんの税金で買ってあって、塩漬けされた状態という事の責任をしっかりと考えながら、大変難しい事だと、こういう事はあり得る、なるという事は誰も想定しなかった事なんですけど、それに対してしっかりと、原因を見ながら対処していただきたいなど。できるだけ傷は浅いうちにという事で、年次を追って色々やっていくという事も大切ですが、予算の問題もありますし、欠損期、売却損というのが付いて回る事ですし、やはりそこらの点も考えながら、簿価と時価との、逆に動いていってる状態だから、そのタイミングをしっかりと見極めていただきたいと思いますなどお願いだけしておきます。

委員長 他にございませんか。

(その他質疑なし)

委員長 なければ、この問題については、塩漬けの解消に努めていきたいという事で具体的な提案なども出されているわけでありましてけれども、具体的な対応の仕方について、今日、説明があったという事で終わっておきたいと思いますがよろしいですか。

（ 了 承 ）

委員長 よろしいですね。
それではそれでさせていただきます。

以上で一応予定いたしておりました事案についての審議がこれで終了ですけれども、理事者側の方から何かございますか。

（ その他なし ）

委員長 理事者側からないようではありますが、委員の皆さんから何かございますでしょうか。

（ その他なし ）

委員長 ございませぬね。
それでは最後に閉会中の継続審査の関係でありますけれども、今日のように斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてと、委員会条例第2条第1項第3号に定める所管事務についてを継続審査事項として本会議のご了承をいただきたいと、その手続きをとっていきたく思いますのでよろしくお願いたします。
なお、本日の会議録等のまとめにつきましては正副委員長にご一任いただきますようお願いをいたします。
それでは最後に町長からご挨拶をいただきます。

(町長挨拶)

委員長

それでは総務常任委員会をこれをもって閉会をいたします。ありがとうございました。

(午後4時48分 閉会)